



情報(第48号)



平成31年3月8日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

広島県廿日市市宮浜温泉「石亭」の庭園 (平成31年2月24日)

改正民法の消滅時効



1 改正民法

一般には、債権法改正と言われる、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）は、平成29年5月26日成立し、同年6月2日公布されました。重要かつ大改正であることから、3年程度の周知期間を設け、来年（2020年）4月1日から施行されます。

今回の改正は、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものと、説明しています（法務省HP）。

2 消滅時効

この改正で最も国民生活に影響があるのは、債権の消滅時効の箇所とされています。しかし、この部分についての解説書を読むと、ホントに分かりやすいものとする気があるの??と思わざるを得ないほど難解です。きっと小生の脳細胞が足りないのでしょうか。

せっかく売上金を確保したのに、それが回収できず、ついには時効によって消滅したのでは企業運営が困難となります。債権は発生消滅を繰り返すものであるところ、その管理は、当然、超重要であり、今号と次号においてこの概要を解説してみます。

3 時効期間

一般に飲み屋のツケは1年で消滅時効になることは有名です。では、病院の診療報酬債権、運送会社の運送料、自動車のレンタル料、ペットショップのペット売却代金、レンタルビデオ店のレンタル料と並べていくと、その時効期間をすらすらと答える方は弁護士でも稀でしょう。

動産の損料（民法第174条第5号）とは何かと最高裁判所まで争われた事案があり、「貸寝具、貸衣裳、貸本、貸葬具、あるいは貸ボート等のような極めて短期の動産賃貸借に基づく賃料をいう。このような賃料は、極めて短期に決済され、その弁済につき領収書を授受しないのを通常とするため、特に短期の時効に服せしめてその権利関係を短期に決着させることにより、将来の紛争を防止する要がある。したがって、土木建設用の重機械が営業のため数ヶ月にわたり賃貸された賃料は、動産の損料には該当しない」として、商法第522条により5年としています（最二判昭46.11.19民集25-8-1331）。

4 改正民法の時効制度

詳細はともかく、現行民法には職業別短期消滅時効制度（1年から3年）があり、他方で商法において商事消滅時効制度（5年）があり、難解です。ただ、現行の定めには合理性があるのか疑問があるとして改正に至っているのです。

改正内容として、職業別短期消滅時効制度及び商事消滅時効制度を廃止し、基本的には5年となります。

ここからがわかりにくいところで、改正後民法第 166 条第 1 項は主観的起算点と客観的起算点と呼ばれる消滅時効制度を導入しました。即ち、「権利を行使することができることを知った時」が主観的起算点であり、「権利を行使することができる時」が客観的起算点です。

この二つはにわかには理解し難いでしょう。

民法 第 166 条	改正後	債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。 一 債権者が <u>権利を行使することができることを知った時から5年間</u> 行使しないとき。 二 <u>権利を行使することができる時から10年間</u> 行使しないとき。
	改正前	消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

5 主観的起算点と客観的起算点による時効

改正後は、①「権利を行使することができることを知った時」（主観的起算点）から5年、②「権利を行使することができる時」（客観的起算点）から10年、このいずれか早い時効期間の経過によって消滅時効にかかることになり、図1又は図2の違いが生じます。

【図1】



【図2】



つまりは、①と②の意味を理解することにかかります。事例として、売買契約により3月末までに納品した売却代金は、翌月25日支払とする契約であったとすれば、その契約時点で売却人（債権者）は、25日に支払がされていなければ権利を行使することができることを知っていますし、また、権利を行使することができる時を予め認識しているといえます。そうすると、①と②が一致していますから、翌月26日以降5年で消滅時効にかかるとの帰結になります。

①と②が一致しない事例について次号で解説することにします。

当法人では、適正な雇用環境構築のためのご提案をさせていただいております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: <https://ginza-syaroushi.com/>